

最高裁判所 第二小法廷 菅野 博之 裁判長殿

諫早湾開門請求異議訴訟の福岡高裁判決の破棄と 農・漁共存を目指す新たな和解協議を求める要請

有明海漁民・市民ネットワーク

代表 松藤 文豪（福岡・新大牟田漁協）

副代表 中田 猶喜（長崎・島原漁協）

同 前田 力（熊本・荒尾漁協）

私たち、有明海漁民・市民ネットワークは、有明海沿岸4県の漁業者を中心に、市民や研究者、弁護士など、約700名が参加する団体として、有明海の再生をめざして活動しています。

2018年7月30日の請求異議訴訟福岡高裁判決に対する上告審の口頭弁論が7月26日に行われることになりました。これにより、2018年福岡高裁判決の破棄・差し戻しの可能性が高まったと私たちは捉えており、最高裁の判断に期待しています。一方、開門差し止め訴訟の独立当事者参加および小長井・大浦訴訟第1陣の上告棄却の決定は、既に開門確定判決がある中で相反する判決を確定させ、問題解決を長期化させる不当判決であり、残念でなりません。解決への道は公正な和解協議以外になく、私たちは、有明海再生と農業・漁業の共栄による円満解決を願い、以下のとおり最高裁に要請します。

1. 確定判決を実質的に守らなくてよいことにした福岡高裁判決は破棄すること

福岡高裁の原判決は、2010年に「開門」を命じた福岡高裁確定判決が、漁業権の更新を当然の前提としていたことを無視し、漁業権の更新によって確定判決が効力を失うとしたもので、法令解釈を誤っています。原判決は、結論が確定した争いを蒸し返し、確定判決を実質的に守らなくてよいとする判決に他なりません。最高裁がこれを認めれば、漁業権の更新の度に、漁業者が従前の漁業権に基づく権利を失うことになり、全国の漁業者にとっては死活問題です。添付資料の通り、各地の漁業者から、福岡高裁判決に対する抗議の声が寄せられています。漁業権は一体であり、10年毎の更新によって勝訴確定判決が無効化されてしまうならば、もはや裁判で救済を求めることは実質的に不可能になってしまうという危機感の表れです。

2. 差し戻しにより、農業と漁業の共栄をめざす和解協議を指揮すること

小長井・大浦訴訟第1陣の原告漁民には開門請求権は認められませんでした。2010年の開門確定判決で認められた開門請求権は不動であり何ら影響を受けません。また、開門差し止め訴訟の独立当事者参加の却下に伴い確定した開門差し止めの判決をもって、原告漁民の開門請求権が消滅するものではなく、国が二つの相反する確定判決の板挟みになっているに過ぎません。むしろ、現在長崎地裁で行われている営農者の裁判でも明らかのように、漁業者のみならず営農者も諫早湾干拓事業の被害者であることが明らかとなっています。優良農地との事前の説明とは裏腹に、事業の構造的欠陥により干拓地での営農は破綻しています。防災効果も限定的で、排水ポンプや排水路整備など他の施策が実質的な防災を担っています。私たちは、農業や周辺低平地の排水のために必要な対策を講じた上での「開門」を求めており、それは現実的にも十分可能だと考えています。開門差し止めを求める農業者が胸襟を開いて協議する環境を整えば、円満な和解は十分に可能です。

よって、福岡高裁に差し戻し、和解協議を行うことが解決の早道です。農水省は、原判決に先立った和解協議で、開門しないことを前提とする 100 億円の基金案に固執して解決を図ろうとしましたが、1 年間の和解協議によってそれが不可能であることは明らかとなっています。開門請求権を持つ原告漁民としては、二つの相反する判決の確定をもって、再び国の基金案を和解協議の前提とすることは断固拒否します。差し戻しでの和解協議にあたっては、前提条件を付けないことが不可欠です。私たちは、最高裁の冷静かつ公平な判断により、公正な和解の道が開かれることを切望しています。